

日本銀行代理店の 集約・廃止のお知らせ

前橋地方法務局桐生支局において取り扱う供託物の納付先(取扱店)が、次のとおり変更となります。

現行の取扱店：日本銀行桐生代理店

(群馬銀行桐生支店：桐生市本町5-354)

代理店変更日：令和4年10月3日(月)

新たな取扱店：日本銀行太田代理店(供託金・供託振替国債)

(群馬銀行太田支店：太田市飯田町584)

日本銀行前橋支店(供託有価証券)

(前橋市大手町2-6-14)

※ 現行の桐生代理店は変更日前日までの取扱いとなり、変更日以降の供託金の納付は、日本銀行太田代理店での手続となりますので、ご注意ください。

✓ 金銭の供託については、供託所(法務局)及び日本銀行(取扱店)に行かずに、「**オンラインによる申請**」をすることができます。

✓ 日本銀行(取扱店)に行かずに「**電子納付**」で供託金を納付することもできます。

～詳しくは、供託窓口でお尋ねください。

前橋地方法務局桐生支局(電話0277-44-3526)